

報道関係者 各位

令和7年10月9日

【照会先】

大分労働局 雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 糸永 教行  
雇用環境・均等室長補佐 近藤 智也  
(電話) 097 (532) 4025

## 賃金引上げ支援策特別相談窓口を設置しました！

～令和8年1月1日の大分県最低賃金改正に合わせ中小企業事業主を支援します～  
～業務改善助成金の対象事業所の範囲が拡充されました～

大分労働局（局長 秋山雅紀）は、令和8年1月1日から最低賃金額が時間額1,035円に改正されることから、中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策の一環として、「賃金引上げ支援策特別相談窓口」を設置しました。

事業場内最低賃金を引き上げることにについて、悩みをお持ちの方やお困りの方、業務改善助成金等の活用についての問合せにつきましては、「賃金引上げ支援策特別相談窓口」をご利用ください。特に、賃上げに合わせて生産性向上や設備投資等を行うことを検討されている中小企業事業主の皆様に対しては、各種助成金のご案内をさせていただきます。

### ○賃金引上げ支援策特別相談窓口

窓 口 | 大分働き方改革推進支援センター（別添1）

場 所 | 大分市府内町1丁目6-21 山王ファーストビル3階

※事前予約制です。

※FAX又はe-mailによりお申込みください。

【支援メニュー】

- 業務改善助成金
- 働き方改革推進支援助成金
- キャリアアップ助成金 等

取材につきましては、大分労働局雇用環境・均等室糸永又は近藤までお問合せください。

【参考資料】

別添1 大分働き方改革推進支援センター

別添2 9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

別添3 賃金引上げの支援策 厚生労働省は事業主の皆様の賃上げを支援しています



中小企業・  
小規模事業者の  
みなさまへ



相談無料

# 「賃金引上げ支援策特別相談窓口」 を設置しました！

社会保険労務士による無料相談を行っています。

お気軽に、働き方改革推進支援センターへお問い合わせください！

- ★同一労働同一賃金
- ★賃金引き上げ等
- ★労働時間等の労務管理
- ★人手不足等
- ★助成金全般
- ★テレワークにおける労務管理
- ★改正育児・介護休業法への対応
- ★職場におけるハラスメント対策
- ★多様な正社員制度の導入
- ★その他

ご相談窓口・お問い合わせ先

## 大分働き方改革推進支援センター 〈厚生労働省委託事業〉

〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階  
大分県社会保険労務士会 内

働き方改革推進支援センター

検索



0120-450-836

受付時間

9:00~17:00  
(土・日・祝日を除く)

E-mail

oita@workstylereform.net



お申込は裏面へ ▶▶▶

# ●● ご相談方法はコチラ ●●

お電話・メール・来所  
いずれかでご相談

まずは社会保険労務士等がお悩みをお伺いします。

課題解決に向けたお手伝い  
〈無料で訪問支援〉

社会保険労務士等が事業所を3回まで訪問し、  
課題解決のための改善提案を行います。

セミナーへの  
講師派遣

開催予定のセミナーへ  
講師を無料派遣  
いたします。

## FAX申込書

FAX.097-529-6677

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください

会社名				業種	
住所					
TEL				従業員数	
担当者名 (部署・役職含む)					
支援内容	<input type="checkbox"/> 来所相談	<input type="checkbox"/> 個別訪問支援	<input type="checkbox"/> 講師派遣 (セミナー)		
希望日時	月		日	曜日	:

### ご相談内容

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 正規・非正規雇用労働者の不合理な待遇差の禁止について (同一労働・同一賃金) | <input type="checkbox"/> 職場におけるハラスメント対策について |
| <input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般について                         | <input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法への対応について |
| <input type="checkbox"/> 助成金について                                | <input type="checkbox"/> テレワークにおける労務管理について  |
| <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制について                         | <input type="checkbox"/> 多様な正社員制度の導入について    |
| <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得について                          |   |
| <input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備                  |   |
| <input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談                         |   |
| <input type="checkbox"/> その他 (                                  | )   |

# 9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未滿までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

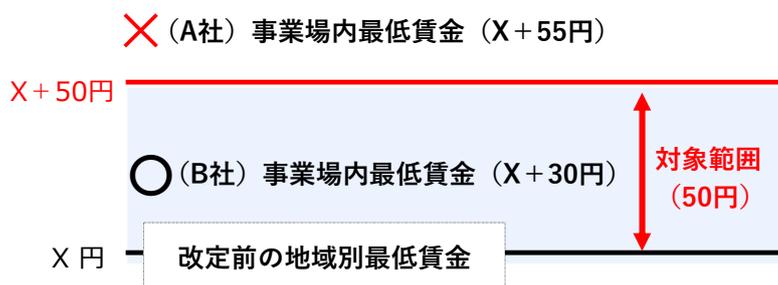
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

## 拡充のポイント

### ① 対象事業場の拡大

#### 従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



✕ (A社) 事業場内最低賃金 (X+55円)

X+50円

○ (B社) 事業場内最低賃金 (X+30円)

対象範囲  
(50円)

X円 改定前の地域別最低賃金

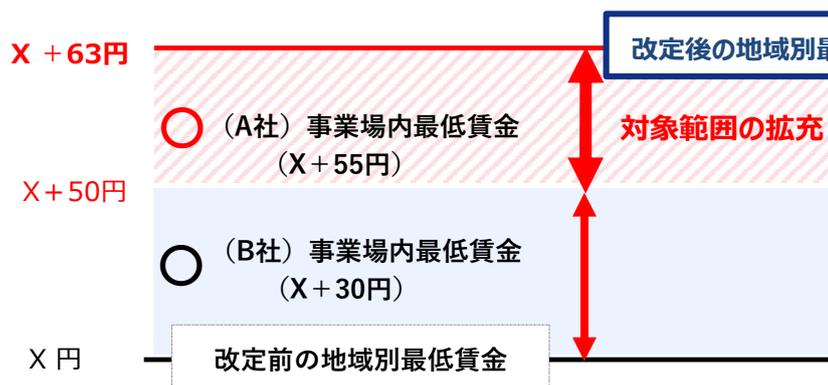
(※) X円～X+50円の事業者のみが申請対象

事業場内最低賃金がX+50円までの事業所が対象となります。

#### 拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未滿まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



X+63円

改定後の地域別最低賃金

○ (A社) 事業場内最低賃金 (X+55円)

対象範囲の拡充

X+50円

○ (B社) 事業場内最低賃金 (X+30円)

X円 改定前の地域別最低賃金

(※) X+51円～X+62円の事業者も申請対象となる

事業場内最低賃金がX+51円～X+62円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

## ② 賃金引上げ後の申請

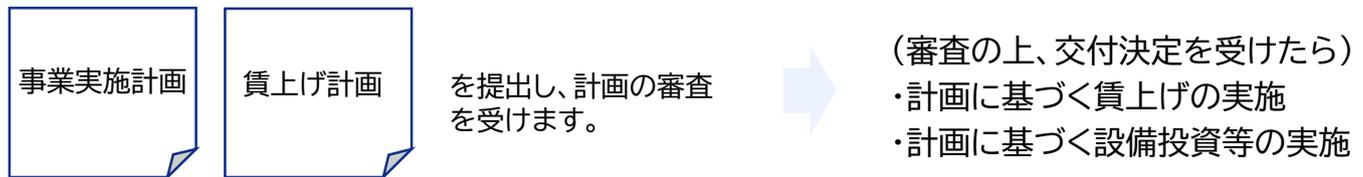
### 従来

## 賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



### 拡充

## 賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

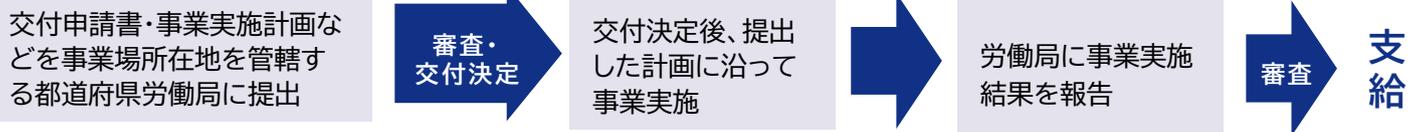
※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



## 助成金支給までの流れ



## 注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日までに勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、  
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。  
電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

事業主の皆さまへ

# 賃金引上げの支援策

## 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

**NEWS** 令和7年9月から制度を拡充！

- 対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

#### 活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

#### 活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

**労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

#### 活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）+ 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合  
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算  
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

# 人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

## 活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

## 活用のポイント

### 職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

# 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

## 活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

## 活用のポイント

### 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

# より高い処遇への労働移動等への支援

## 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

## 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

## 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

## 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package.00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html)



(R7.9)